

答 申 情 第 1 7 8 号
令 和 6 年 6 月 1 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮詢について（答申）

令和5年2月21日付け保健健第438号をもって諮詢のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

受動喫煙通報対応業務委託の企画書等の公文書一部公開決定事案（諮詢第275号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年10月4日に、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「簿冊名 受動喫煙対策一件 令和3年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務委託に係る受託候補者の選定について」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「令和3年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務委託に係る受託候補者の選定について（決定書）のうち、企画書及び見積書（2社分）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年10月27日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当

法人等担当者の所属、役職名、氏名及び経歴については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第7条第1号及び第2号に該当）。

法人担当者の印影については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため（条例第7条第1号及び第4号に該当）。

法人の印影については、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため（条例第7条第2号及び第4号に該当）。

企画書に含まれる、提案事業者が過去に調査をした対象施設の画像については、公開することにより、当該法人及び対象施設の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第7条第2号に該当）。

- (3) 審査請求人は、令和5年1月22日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分において非公開とされている部分のうち、相談役の所属の公開を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認

められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、令和3年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務委託に係る受託候補者のプロポーザルに参加した2社の企画書及び見積書である。

このうち、審査請求人が本件審査請求で公開を求めている部分は、企画書の役割や氏名等が記載された業務分担表のうち、相談役を担う者の「所属・役職、実務経験年数」欄にある「所属」情報である。

(2) 条例第7条第1号及び第2号に該当することについて

ア 業務分担表には、各業務内容を担当する者の氏名や所属等が記載されており、これらの情報は、当該個人にとって通常他人に知られたくない情報であるとともに、専ら法人で管理されるべき人事情報である。

イ 審査請求人が公開を求めている部分には、委託業務を請け負うに当たって提案事業者が、当該業務に係る業務分担を決めた一覧のうち、「相談役」を担う担当者の所属が記載されている。当該相談役とは、提案事業者が「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務委託に係る法律関連の相談をする役割を担う者として選定しており、どのような人物に、どの業務を担わせるのかという人事情報は、専ら法人の内部情報であることから、当該法人等の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため非公開にした。

ウ なお、本件の「相談役」とは、前述のとおり、受動喫煙業務において、法律上の確認事項が生じた際に助言を行う役割であり、会長、社長が退任後に就任する役職名ではない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 条例第7条第1号及び第2号いずれにも該当しない。

(2) 相談役の所属を公開したとしても、同人のプライバシーを侵害するおそれがあるとはいはず、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるともいえない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、令和3年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務委託に係る受託候補者の選定にあたって処分庁が決定を行った際の決裁文書に添付されているプロポーザルに参加した2社の企画書及び見積書である。

(2) 本件審査請求の争点について

審査請求人は、処分庁が非公開とした部分のうち、企画書の業務分担表に記載されている「所属・役職、実務経験年数」欄に記載されている「相談役の所属」（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求めており、当審議会においては、当該非公開部分の妥当性についてのみ、以下検討する。

(3) 本件処分について

ア 処分庁は、本件非公開情報について、次の理由から条例第7条第1号及び第2号に規定する非公開情報に該当すると主張する。

(ア) 業務分担表には、各業務内容を担当する者の氏名や所属等が記載されており、これらの情報は、当該個人にとって通常他人に知られたくない情報であるとともに、専ら法人で管理されるべき人事情報である。

(イ) 当該相談役とは、提案事業者が「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務委託に係る法律関連の相談をする役割を担う者として選定しているものであり、どのような人物に、どの業務を担わせるのかという人事情報は、専ら法人の内部情報であることから、当該法人等の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。

イ 一方、審査請求人は、相談役の所属を公開したとしても、同人のプライバシーを侵害するおそれがあるとはいはず、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるともいえないため、条例第7条第1号及び第2号いずれにも該当せず、相談役の所属は公開されるべきであると主張する。

(4) 条例第7条第1号及び第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。

イ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、企画書の業務分担表に記載されている「所属・役職、実務経験年数」欄には、提案事業者が「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務委託に係る法律関連の相談をする役割を担う者として選定した者の所属が記載されていることが認められた。また、「相談役」というのは、所属会社の役職ではなく、受動喫煙通報対応業務委託事業について提案事業者内部で法律関係の問題について相談を受ける「相談役」であり、いわゆるアドバイザー的な位置付けであることが認められた。

ウ 一般に、どのような人物に「相談役」の業務を担わせるのかといった人事情報は、その会社のノウハウとなり得るものであって、専ら法人の内部情報であることから、「相談役」の所属を公開すると、当該法人等の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。

エ したがって、当審議会としては、本件非公開情報は、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

なお、処分庁は本件非公開情報について、同条第1号該当性も主張するが、本件非公開情報が

第2号に該当することは明らかであるから、同条第1号該当性の検討までは要しない。

(5) 結論

以上により、「1 番議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

1 審議の経過

令和5年 2月21日 諒問

3月20日 諒問庁からの弁明書の提出

令和6年 5月10日 諒問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第1回会議）

6月14日 審議（令和6年度第2回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

※ 京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領第3条第3項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部会を変更した。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）